

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準：判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから審査基準を定めることを要しない。
標準処理期間：申請の当日中（交通部運転免許センターに申請する場合及び警察署に申請後、申請者の申し出により交通部運転免許センターに申請書を提出した場合） 20日（警察署に申請する場合）
申 請 先：交通部運転免許センター 住所地を管轄する警察署
問い合わせ先：交通部運転免許センター運転免許管理課免許管理室 【電話059（229）1212】 警察署交通課
備 考：